

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                             | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|----------------|-----------------------------------|-----------|---|---|-------------------|
| 1  | 文化観光国際部 | 観光振興課          | 2022年<br>6月27日 | 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産周遊<br>促進事業業務委託 | 3,520,000 | 長崎市上野町10-34<br>特定非営利活動法人 長崎巡<br>礼センター<br>理事長 中村 満             | <p>本事業は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」(以下、潜伏キリシタン関連遺産)の価値として認められている潜伏期だけではなく、伝来期から復活期までを含めた全体のストーリーを周知させることで、観光客の広域周遊や再来訪を促進し、世界遺産効果を維持させることが目的である。</p> <p>事業の実施にあたっては潜伏キリシタン関連遺産という特定の分野に特化した知見や、ガイドによって観光客を満足させる手腕、ガイド育成の技能、情報発信が必要となる。</p> <p>これまで「NPO法人長崎巡礼センター」では県内に点在する潜伏キリシタン関連遺産のガイド育成に携わり、令和3年度末現在で142名の長崎巡礼認定ガイドを育成したほか、累計573名の地域ガイドを対象に研修を行った実績がある。</p> <p>本業務は令和2年度からNPO法人長崎巡礼センターとの一者随契を行っており、本年度はモニターツアーを実施しないため、前年度契約金額と比較して、減額となっている。</p> <p>前年度は県内4市町及び熊本県においてガイドスキルアップ講座を実施し、ガイドは潜伏キリシタン関連遺産に関する知識を深めた。さらに、カトリック学校職員向けのモニターツアーの実施や九州圏の旅行会社等への情報発信を行い、旅行商品造成への足がかりとなる等、周遊促進につながる事業を実施した。</p> <p>本年度も引き続き巡礼ガイドのスキルアップを目的としたセミナーを実施するほか、県内、関西圏の観光関連事業者への情報発信、首都圏のカトリック学校向けに教育旅行誘致のための説明会を実施し、より多くの来訪者に潜伏キリシタン関連遺産の歴史と価値を伝え、広域周遊を促進するための事業を行うものとする。</p> <p>以上のことから、本年度も長崎巡礼センターとの一者見積による随意契約とする。</p> | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 2  | 文化観光国際部 | 国際観光振興室        | 2022年<br>4月1日  | 令和4年度長崎県多言語コールセンター運営業<br>務委託      | 2,090,638 | 福岡県福岡市中央区天神1丁<br>目12番20号<br>(株)QTnet<br>代表取締役 社長執行役員<br>岩崎 和人 | <p>本業務は、県内の宿泊施設、観光施設、商業施設、医療機関等と同施設を利用する外国人観光客との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語コールセンターを運営しようとするものである。</p> <p>平成30年度から九州・山口8県の合意に基づき、共同で運用しており、8県共通の電話番号によるサービス提供により、利便性や効率性が確保されるとともに、単県で運用するよりも経済的であるため、令和4年度においても他県と共同で事業を継続することとしている。よって、契約相手方は九州・山口多言語コールセンターを運用する(株)QTnetに限られる。</p>  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                                | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|----------------|--------------------------------------|-----------|--|--|-------------------|
| 3  | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>4月11日 | 令和4年度「売り込もう県産品拠点づくり事業」               | 2,500,000 | 長崎市大黒町3番1号<br>一般社団法人長崎県物産振興協会<br>会長 黒田 隆雄                  | 本事業は、特産品新作展入賞商品を中心とした県産品を広く宣伝紹介するとともに販路拡大を図るもので、県内外の百貨店等で物産展等を数多く実施し、販路開拓のノウハウを有している者は(一社)長崎県物産振興協会に限られる。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 4  | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>4月19日 | 令和4年度JAPAN MALL事業を活用した長崎県産品プロモーション業務 | 3,499,188 | 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階<br>日本貿易振興機構(ジェトロ)長崎貿易情報センター<br>所長 中島 伸浩  | 本業務は、海外ECサイト内において本県産品のプロモーション等実施する業務であり、日本貿易振興機構(JETRO:ジェトロ)が実施するJAPAN MALL事業に登録された海外ECサイト内でプロモーション等を行うものである。<br>よって、契約の相手方は、当該事業を実施・運営する日本貿易振興機構(長崎貿易情報センター)に限られる。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 5  | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>5月11日 | 長崎県産品愛用推進PR業務                        | 4,002,900 | 長崎市茂里町3番2号<br>長崎文化放送株式会社<br>代表取締役社長 壺岐 正                   | 本業務は、多くの県民に広く県産品愛用を普及・啓発するため、県産品愛用月間(6月及び12月)にテレビスポット放送、ローカル番組での紹介、県内量販店での県産品フェア等を行うものであり、深い知見や業界ネットワークを駆使した企画立案の能力を有する事業者へ委託する必要がある。<br>なお、契約の相手方の特定にあたっては、企画内容だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方式を採用し、品質とコストを最適化する必要がある。<br><br>よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に限定されることから、随意契約とする。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 6  | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>5月31日 | 長崎県産品海外販路拡大支援業務委託                    | 3,975,994 | 大阪府大阪市中央区石町1-2-9 天満橋シルバビル5F<br>株式会社ジーブリッジ<br>代表取締役社長 寺澤 正文 | 本業務は、コロナ禍において海外での販促活動が困難となっている県内事業者へ代わって、海外に強みを持つ事業者による輸出支援を実施するものである。現地に営業代行及び販路を開拓するためには、海外の食品輸入卸業者及びその卸先のエンドユーザー等に対し、効果的なアプローチが必要であるため、深い知見や業界ネットワークを駆使した企画立案の能力を有する事業者へ委託する必要がある。<br>なお、契約の相手方の特定にあたっては、企画内容だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方式を採用し、品質とコストを最適化する必要がある。<br><br>よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に限定されることから、随意契約とする。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 7  | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>6月6日  | 令和4年度長崎県産品輸出戦略強化事業業務委託               | 2,982,100 | 長崎市大黒町3番1号<br>株式会社長崎県貿易公社<br>代表取締役社長 平田 研                  | 本業務は、これまでの取組で開通した貿易公社と現地パートナー企業(輸入商社)との商流での継続輸出及び輸出货量拡大を図るため、現地での県産品の販促活動を支援するものである。<br>よって、契約の相手方は、東アジア、東南アジアに商流を有し、県産品や通関・検疫に関する豊富な知識、海外フェア運営などの経験を併せ持つ(株)長崎県貿易公社に限られる。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                           | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|----------------|---------------------------------|------------|--|---|-------------------|
| 8  | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>7月7日  | WeChatを活用した長崎県産品プロモーション<br>業務委託 | 4,290,000  | 東京都千代田区神田小川町三<br>丁目1番地B・Mビル2階<br>インタセクト・コミュニケー<br>ションズ株式会社<br>代表取締役社長 譚 玉峰 | <p>本業務は、中国国内で利用されるメッセージ交換アプリ（WeChat）内の物販特化型サイトにおいて本県産品のプロモーション等を実施する業務である。</p> <p>本事業の実施にあたっては、エンドユーザーである消費者に対する効果的なアプローチや流通業界との深い知見、ネットワークを駆使した企画立案能力を有する事業者へ委託する必要がある。</p> <p>なお、契約の相手方の特定にあたっては、企画内容だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方式を採用し、品質とコストを最適化する必要がある。</p> <p>よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に限定されることから、随意契約とする。</p>   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 9  | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>8月24日 | 長崎県産酒と地魚「手軽に堪能」事業               | 5,456,000  | 長崎市茂里町3番1号<br>株式会社九州広告<br>代表取締役 山崎 弘子                                      | <p>本業務は、酒造や魚関係者による県内飲食店を対象としたマッチング会等を開催し、長崎の「酒」と「魚」の双方の良さを伝えることによって、県産の「酒」と「魚」が美味しいというイメージを醸成し、県内消費者や観光客の利用・消費促進を図るとともに「長崎は、美味しい。」というイメージの確立を目指すものである。本目的を達成するためには、本県を訪れる観光客等に対し、効果的なアプローチが必要であるため、深い知見や業界ネットワークを駆使した企画立案の能力を有する事業者へ委託する必要がある。</p> <p>なお、契約の相手方の特定にあたっては、企画内容だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方式を採用し、品質とコストを最適化する必要がある。</p> <p>よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に限定されることから、随意契約とする。</p> | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 10 | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>9月14日 | 長崎県「食」のデジタルマーケティング事業業<br>務      | 11,550,000 | 長崎市茂里町3番1号<br>株式会社九州広告<br>代表取締役 山崎弘子                                       | <p>本業務は、効果的・効率的に本県産食材のブランド化を図るため、デジタルプロモーションにより収集したデータを活用・分析し、今後のターゲットの明確化やプロモーションの最適化を図る事業である。</p> <p>本目的を達成するためには、マーケティング視点に基づいたデジタルプロモーションを実施し、都市圏等への効果的なアプローチが必要であるため、深い知見や業界ネットワークを駆使した企画立案の能力を有する事業者へ委託する必要がある。</p> <p>なお、契約の相手方の特定にあたっては、企画内容だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方式を採用し、品質とコストを最適化する必要がある。</p> <p>よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に限定されることから、随意契約とした。</p>                          | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

2023年3月末現在

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                         | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|-----------------|-------------------------------|------------|--|--|-------------------|
| 11 | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>12月2日  | 令和4年度香港イオンにおける長崎フェア開催<br>業務委託 | 1,391,500  | Rm 1708-1711,<br>17/F,Topsail<br>Plaza,11 On S<br>um St,Shatin<br>N.T.<br>KITI Company<br>limited<br>General Manag<br>er JUN CHUA N<br>.W. | 香港における本県及び県産品の認知度向上と販路<br>拡大を図るため、長崎フェアを開催することとしてお<br>り、高所得者層が多く居住する地区に立地し、日本食<br>品を取り扱う小売店の中で、香港最大の売場面積を誇<br>る香港イオンスタイル コーンビル店で開催すること<br>により、当該フェアの効果が最大限発揮されることが<br>見込まれる。<br>本契約の相手方は、開催会場であるイオンスタイ<br>ルコーンビル店から会場設営、装飾、PR要員の手配<br>・管理等の業務を委任された指定の協力業者であり、<br>長崎県産品を一括して取り扱うことができる唯一の業<br>者であるKITI Company Limited<br>に限られる。                               | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 12 | 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課      | 2022年<br>12月12日 | 長崎県産品応援店等周遊促進キャンペーン業務         | 3,282,400  | 大阪府大阪市中央区瓦町2 -<br>6 - 6<br>株式会社BRING<br>代表取締役 中許 将一  | 本業務は、長崎県産品応援店に認定している首都圏<br>・関西圏等の料飲食店・販売店の認知度向上及び利用<br>促進を目指し、応援店と日本橋長崎館が連携した周遊<br>につながる効果的な企画・運営や情報発信を行うもの<br>であり、深い知見と企画立案運営能力を有する事業者<br>に委託する必要がある。<br>なお、契約の相手方の特定にあたっては、企画内容<br>だけでなく価格面にも配慮した公募型プロポーザル方<br>式を採用し、品質とコストを最適化する必要がある。<br><br>よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者<br>に限定されることから、随意契約とする。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 13 | 文化観光国際部 | 国際課            | 2022年<br>4月1日   | 令和4年度長崎県外国人相談窓口運営業務委託         | 11,135,838 | 長崎市出島町2番11号<br>公益財団法人 長崎県国際交<br>流協会<br>理事長 宮脇 雅俊   | 本業務は、県内に在住する外国人が地域で安心して安<br>全に暮らせるよう、生活や就労等のさまざまな問題に<br>対して、多言語で相談支援を行うワンストップの相談<br>窓口を設置しようとするものである。<br>本事業の効果を最大限に発揮するためには、市町や<br>民間の国際交流団体などの関係機関との連携が不可欠<br>である。<br>公益財団法人長崎県国際交流協会は、県内の中核的<br>民間国際交流組織「地域国際化協会」として総務省（<br>自治省）から認定されている県内唯一の団体であり、<br>継続的に、県民と在住外国人との理解促進や地域の国<br>際交流団体とのネットワーク強化、在留外国人に対す<br>る支援等を行っていることから、同協会へ委託するこ<br>とで効率的な実施が可能となる。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                               | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項           |
|----|---------|----------------|----------------|-------------------------------------|------------|--|--|----------------------------|
| 14 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>4月1日  | 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」<br>展示等委託業務    | 10,667,500 | 長崎市出島町1-1-205<br>長崎と天草地方の潜伏キリシ<br>タン関連遺産インフォメーシ<br>ョンセンター<br>会長 宮脇 雅俊          | 当該業務は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キ<br>リシタン関連遺産」の総合窓口としての価値説明・情<br>報発信を目的に、H31年度から展示物の掲出及びそ<br>の運営を委託している。<br>インフォメーションセンターは「世界遺産センター基<br>本構想」における総合展示機能の候補地の条件に準じ<br>る場所にあること、「世界遺産保存活用協議会」の構<br>成員として所有者及び行政と密接に連携しており、正<br>しい価値説明、迅速な情報収集、情報発信ができる組<br>織である。また、センターが行っている案内業務や教<br>会堂見学事前連絡受付等との連携により、利用者に対<br>してワンストップサービスによる利便性向上が期待で<br>きる。<br>前年度は新型コロナウイルスの影響を受け、来場者は<br>減となったが、ホームページ等での積極的な情報発信<br>や企画の立案などを行っており、本年度は3周記念事<br>業に合わせ、県と一体となって、関係団体や所有者な<br>どとともに総合的な情報発信を行っていく予定。<br>以上のことから、「世界遺産センター基本構想」にお<br>いて県が担うべき総合展示機能の場所・役割・連携な<br>どの環境が整っており、最も効果的・効率的に実施で<br>きる相手先として選定し、委任するものである。 | 第167条の2第1項<br>第2号          |
| 15 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>4月1日  | 世界遺産情報発信に係る広告物掲出                    | 1,760,000  | 大村市箕島町593番地<br>長崎空港ビルディング株式会<br>社<br>代表取締役社長 幸重 孝典                             | 当該契約は、世界遺産登録前の平成26年度から、世<br>界遺産としての価値の発信、登録に対する機運醸成の<br>ため、登録後は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関<br>連遺産」についての周知啓発や、保護意識の醸成のた<br>めの情報発信として広告を掲出していたものである。<br>掲出場所である長崎空港は、県外や海外からの空の玄<br>関口として、多数の人が利用する場所であり、高いP<br>R効果が見込まれる。価値の理解や保護、構成資産へ<br>の誘導のためには、引き続き情報発信を行っていく必<br>要があるため、本年も契約を締結する。<br>この契約目的は、長崎空港内への広告掲載であるため<br>、契約の相手方は長崎空港の管理運営をしている長崎<br>空港ビルディング株式会社に限られる。   | 第167条の2第1項<br>第2号          |
| 16 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>6月27日 | アルカスSASEBOエアハンドリングユニットオ<br>ーバーホール業務 | 34,100,000 | 沖縄県那覇市山下町5番21<br>号 グリーンビル山下町3階<br>新晃アトモス株式会社 九州<br>支社<br>常務執行役員 九州支社長<br>伊禮 杜夫 | 今回の修繕業務は、ホール用の空調機器であるエアハ<br>ンドリングユニットの部品交換などの修繕を行うもの<br>である。<br>当該機器は新晃工業株式会社製のものであり、設置<br>当初からメンテナンス専門のグループ会社である新晃<br>アトモス株式会社が一貫してメンテナンスや修繕を実<br>施している。仮に動作不良があった場合、ホール内の<br>空調管理ができず、館の運営に大きな影響を及ぼす可<br>能性があるため、作業実施にあたっては、当該機器全<br>体の構造を正確に把握しておく必要がある。<br>以上のことから、安全かつ正確に作業を実施できる<br>のは、設置当初から一貫してメンテナンスや修繕を実<br>施している新晃アトモス株式会社に限られる。  | 特例を定める政令<br>第11条第1項第1<br>号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                            | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|----------------|----------------------------------|-----------|--|--|-------------------|
| 17 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>6月28日 | 施設間連携講演会開催業務                     | 1,469,908 | 東京都港区台場2丁目3番4号<br>株式会社乃村工藝社<br>代表取締役 社長執行役員<br>覆本 修次 | 本事業は、文化観光推進法に基づき認定された「キリシタン文化をはじめとした海外交流史による学びと感動」をテーマとする地域計画において実施するものであり、中核的な文化観光拠点施設として位置づけられた長崎歴史文化博物館と、サテライト施設である長崎県美術館、有馬キリシタン遺産記念館等が連携し、キリシタン文化の繁栄やキリシタン弾圧などをテーマに講演会を実施することにより、施設間の連携や周遊促進を図ることを目的としている。<br>長崎歴史文化博物館は、キリシタン文化やキリシタン弾圧を象徴する踏絵等の史料を収蔵しており、また東京国立博物館所蔵のキリシタン関係遺品も活用して常設展示を行うほか、これまで数回に渡りキリシタン文化をテーマにした企画展を開催した実績がある。また、当館には、キリシタン文化をはじめとした海外交流史に精通した学芸員が在籍しており、長崎県全体のキリシタン文化の歴史を総合的に調査・研究している。<br>こうしたノウハウや実績を活用しながら、当該講演会の企画・立案から実施に至るまで、長崎歴史文化博物館において主体的に事業を進めていくことが最も効果的・効率的であるため、同館の指定管理者である株式会社乃村工藝社を契約の相手方として選定したものである。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 18 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>7月1日  | 第67回長崎県美術展覧会移動展開催等業務委託           | 2,640,000 | 長崎市出島町2-1<br>長崎県美術展覧会実行委員会<br>委員長 江副 功               | 本業務は、芸術鑑賞の機会が少ない離島半島等の住民を対象に、優れた美術作品の鑑賞や、小・中学生対象のワークショップなどを行い、創作の機会を提供するものである。<br>県展の出品作品については、募集要項上、当実行委員会が管理することとなっているため、本事業を実施する相手は当委員会に限られる。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 19 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>8月4日  | みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト業務委託（ダンス） | 2,200,000 | 佐世保市宮崎町4番9号鶴丸ビル4F<br>NAGASAKI DANCE MEETING<br>森下 潤一 | 本事業は地域内外の交流を目的とするものであり、地域においてそのような文化交流事業の企画をマネジメントできる体制を創り上げることをねらいとしている。<br>地域の実情を熟知している者で構成される実行委員会（NAGASAKI DANCE MEETING）は、今後地域で中心となって活動できる体制づくりのために立ち上げた組織であり、本事業の委託先として一番信頼できる相手方である。当実行委員会に委託することにより、地域人材の発掘及び育成、さらには地域全体での取組拡大につなげるものである。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

2023年3月末現在

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                               | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|----------------|-------------------------------------|------------|--|---|-------------------|
| 20 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>8月10日 | 「ながさき歴史・文化ネット」サーバ仮想基盤<br>移設及び改修業務委託 | 1,617,000  | 長崎市大黒町1番13号<br>有限会社ランカードコム<br>取締役 峰松 浩樹                    | 本業務は、県が取り組んでいる外部サーバを使用している各所属のウェブサイトの集約化・一元化に伴い、サイトの改修及び県サーバへの移行を行うものである。<br><br>現在稼働中のウェブサイトは、有限会社ランカードコムのサーバを使用しているものであり、また、ウェブサイトの開発、運営、管理及び保守についても同社が行っていることから、本業務を実施できる者は同社に限られる。      | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 21 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>8月19日 | アルカスSASEBO中央監視装置自動制御機器更新工事(第2期)     | 23,320,000 | 福岡県福岡市博多区冷泉町4番20号<br>ジョンソンコントロールズ株式会社<br>九州支店 支店長 内田 幸生    | 今回の工事は、中央監視装置のうち空調・熱源設備や防災設備、電気設備等の制御を行うための機器の更新を行うものである。<br>アルカスSASEBOの中央監視装置については、当初からジョンソンコントロールズ(株)のシステムを導入しており、制御機器更新後のシステムとの調整は同社しか行えないことから、施工可能な業者はジョンソンコントロールズ(株)に限られる。             | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 22 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>9月1日  | 長崎歴史文化博物館吸収冷温水機分解整備業務               | 11,000,000 | 福岡県糟屋郡粕谷町仲原2648<br>荏原冷熱システム株式会社<br>九州支店<br>支店長 左右田 啓志      | 今回の修繕業務は、長崎歴史文化博物館の冷暖房をする熱源機である吸収冷温水発生機の部品交換等修繕を行うものである。<br>当該機器は荏原冷熱システム株式会社製のものであり、同社製以外に互換性はなく施工についても同社以外にできないため、本業務を実施できるのは荏原冷熱システム株式会社に限られる。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 23 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>9月13日 | 長崎県美術館企画展示室駆動壁交換修繕業務                | 2,029,500  | 大阪府東大阪市長田2丁目10番14号<br>株式会社マイウォール<br>代表取締役 浅野 行弘            | 今回の修繕業務は、駆動壁の消耗部品等の劣化が進み、壁が駆動しない、壁駆動中に停止するなどの不具合の発生が増加しているため、企画展示室内の駆動装置及び駆動壁の部品交換を行うものである。<br>駆動装置及び駆動壁は株式会社マイウォール製であり、部品交換後の駆動システムの調整は同社以外には行えないことから、施工可能な業者は既存設備の製造業者である株式会社マイウォールに限られる。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 24 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>9月13日 | 長崎県美術館エレベーター消耗部品等交換業務               | 2,818,200  | 長崎市万才町3-5 朝日生命長崎ビル7階<br>三菱電機ビルソリューションズ株式会社長崎支店<br>支店長 浅野 学 | 今回の修繕業務は、エレベーターかごの巻上ロープなど消耗部品等の劣化が進んでいるため、その部品交換を行うものである。<br>交換部品については製造会社以外のものに互換性はなく、取付後の機器の再設定についても製造会社以外には行えないことから、施工可能な業者は既存設備の製造業者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社に限られる。                         | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                   | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|----------------|-------------------------|------------|---|---|-------------------|
| 25 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>9月16日 | 長崎県美術館照明制御盤更新業務         | 6,600,000  | 福岡県福岡市中央区薬院3-1-24 パナソニック福岡薬院ビル3階<br>パナソニックEWエンジニアリング株式会社九州支店<br>支店長 戸田 庄一 | 今回の更新業務は、館内の照明設備に係る中央監視室内の照明制御盤の更新を行うものである。照明制御盤の照明点灯ボタンと点灯状態を表示する液晶パネルについて、ボタンの動作不良、液晶画面の表示不良が発生しており、仮に操作不良となった場合、メーカーの部品供給が既に終了しているため、館の運営に大きな影響を及ぼす可能性がある。<br>照明制御盤は、当初からパナソニックEWエンジニアリング株式会社のシステムを導入しており、更新後のシステムの調整は同社以外には行えないことから、施工可能な業者は既存設備の製造業者であるパナソニックEWエンジニアリング株式会社九州支店に限られる。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 26 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>9月26日 | 長崎県文化観光映像制作及び情報発信機能整備業務 | 29,370,000 | 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号<br>大日本印刷株式会社ABセンター<br>常務執行役員 センター長<br>金沢 貴人            | 本業務は、長崎歴史文化博物館の常設展示のメインテーマである「長崎の海外交流史」に関する映像の制作 「長崎県の文化資源」を魅力的に紹介する映像の制作 制作した映像を効果的に利用可能な文化観光WEBサイトの整備を行うことにより、長崎歴史文化博物館の機能強化による満足度の向上及び文化観光に対する理解を促進し、地域内の周遊促進につなげることを目的としている。<br>本事業の目的を達成するためには、県民はもとより、県外、海外からの訪問者に対して効果的なアプローチが必要であるため、映像の構成・演出や脚本の作成、閲覧者を引き付けるWEBサイトの構成といったクリエイティブな技術力、高い専門性や業界ネットワークを駆使した企画立案能力が求められる。<br>しかしながら、県は効果的に事業を実施するための十分なノウハウを有していないため、複数の民間事業者から企画提案を募り、その中から最も優れたものを選定することで、事業効果の最大化を図る必要がある。<br>以上の理由により、公募型プロポーザル方式を採用し、最も優れた提案を行った者を契約候補者に選定した。<br>よって、契約の相手方が最も優れた提案をしたものに特定されるから競争入札によることができないため随意契約とする | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光国際部

2023年3月末現在

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                                     | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|-----------------|---|-----------|---|---|-------------------|
| 27 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>9月30日  | みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト開催業務委託（東京藝大プロジェクト） | 2,300,000 | 東京都台東区上野公園12-8<br>国立大学法人東京藝術大学<br>学長 日比野克彦                      | 本事業では、文化芸術による本県離島の地域ブランディングを図るため、東京藝術大学の学生が離島を巡り、地域との交流を通して、自然や歴史に触れながらアート作品を創作、展示することにより、本県離島の魅力を県内外に発信することを目的としている。<br>同大学は、国内トップクラスの芸術大学であり、県内外への大きな発信力を有している。また、平成30年度から実施している「長崎しまの芸術祭」において、県と連携した文化交流事業を多数実施しており、教授をはじめ関係者が本県離島の地域資源やその芸術的価値を熟知していることから、契約の相手方として最も信頼できる相手である。<br>なお、県と同大学とは、文化芸術に関する包括的な連携協定を締結している。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 28 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>10月5日  | アルカスSASEBOエレベーター用エアコン更新工事                 | 4,070,000 | 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号<br>三菱電機ビルソリューションズ株式会社九州支社<br>役員理事支社長 徳永 俊太郎 | 今回の工事は、三菱電機製エレベーターに設置されている業務用専用エアコンの故障に伴い、機器の更新を行うものである。<br>機器の更新、エレベーター電源部分との接続、更新機器とエレベーターとの連動調整については、製造会社の指定する系列会社以外に行えないことから、施工可能な業者はメーカー直系の三菱電機ビルテクノサービス株式会社に限られる。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 29 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>10月5日  | 長崎をテーマとするファッション・デザイン展覧会等開催業務              | 5,000,000 | 東京都文京区千駄木2丁目44-5<br>(株)リトゥンアフターワーズ<br>代表取締役 山縣 良和               | 本事業では、関係人口の創出・拡大を図るため、本県出身でアパレル関係者に訴求力の高いファッション・デザイナー山縣良和氏を招聘し、関係人口と地域との継続的な交流を図るとともに、小値賀町や長崎県美術館で創作作品を展示するなど、取組内容を県内外に発信するものである。<br>山縣氏の総合プロデュースにより作品創作や展示、ワークショップ等を実施することから、本人が代表を務める株式会社リトゥンアフターワーズに限定される。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 30 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>10月21日 | 長崎歴史文化博物館荷物用エレベーター修繕業務                    | 5,720,000 | 神奈川県横浜市金沢区福浦1丁目14番地9<br>守谷輸送機工業株式会社<br>代表取締役社長 守谷 貞夫            | 長崎歴史文化博物館に設置している荷物用エレベーターは、守谷輸送機工業株式会社製のものであり、同社製以外に互換性はなく施工についても同社以外にできないため、本業務を実施できるのは守谷輸送機工業株式会社に限られる。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 31 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>11月29日 | アルカスSASEBO中ホール舞台照明設備調光操作卓更新工事             | 6,270,000 | 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1<br>東芝テック株式会社 九州営業所<br>所長 清水 友浩                 | 今回の工事は、中ホールの照明設備のうち、すでに不具合が発生している調光操作卓周辺機器の更新を行うものである。<br>更新機器については、照明設備のメイン部分である主幹調光器盤（東芝製）との互換性が必要であり、同メーカーでなければ機器の改造及び調光器盤との調整作業を行えないことから、施工可能な業者は東芝ライテック株式会社に限られる。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

| 番号 | 所管部局    | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                                    | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                                      | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|---------|----------------|-----------------|--|-----------|---|--|-------------------|
| 32 | 文化観光国際部 | 文化振興・世界遺産課     | 2022年<br>12月14日 | みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト業務委託（アートミュージーション） | 1,200,000 | 長崎市万屋町2-21プラザ<br>L2階<br>満月BAR推進実行委員会<br>委員長 柿田 紀子 | 本事業は地域内外の交流を目的とするものであり、地域においてそのような文化交流事業の企画をマネジメントできる体制を創り上げることをねらいとしている。<br>地域の実情を熟知している者で構成される本実行委員会は、今後地域で中心となって活動できる体制づくりのために立ち上げた組織であり、本事業の委託先として一番信頼できる相手方である。当実行委員会に委託することにより、地域人材の発掘及び育成、さらには地域全体での取組拡大につなげるものである。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。